

平成 22 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(水道局)

1 監査意見公表年月日

平成 23 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)

2 包括外部監査人

赤羽 克秀

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

平成 23 年 9 月 26 日 (広水財第 139 号)

4 監査のテーマ

水道事業における事務の執行及び資産の管理について

5 監査の意見及び対応の内容

(1) 会計処理及び資産管理について 工業薬品（貯蔵品）について（所管課：水道局財務課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>工業薬品の入出庫管理については特に指摘することはない。関係職員の説明によると、薬品は、常備しておくべきもので、貯留槽に常時一定水準を貯留しておくとのことである。そのことは日報においても確認できる。金額は、平成 19 年度末で 900 万円（消費税込。以下同じ。），平成 20 年度末で 1,200 万円であり、平成 21 年度末では 1,400 万円となっている。工業薬品は、会計上、購入時に費用処理されており、貯蔵品としては計上されていない。期間損益の上では平準化されており、水道事業会計の規模からして重要性は低いかもしれない。しかしながら、財政状態の観点から見ると、1,400 万円という金額は一般的に決して安い金額とは言い難い。いずれも認められた会計処理方法ではあるが、「工業薬品を貯蔵品として認識し、計上する」という会計処理を採用することが、企業会計的観点から見て、より適正であると考えられる。</p>	<p>工業薬品は、期間損益の上で平準化しており、年度末における薬品全体の評価額は流動資産全体の 0.1 パーセントと、資産額に与える影響は極めて小さく、重要性は低い。</p> <p>こうしたものについては、法人税法基本通達 2—2—15 においても、事業年度ごとに、①おおむね一定数量を取得し、②経常的に消費しており、③継続して費用処理をしている、これら①～③の要件をすべて満たせば、購入したときに費用処理が認められている。</p> <p>水道局では、水道水を作る浄水過程において、24 時間 365 日絶え間なく工業薬品を使用している。その残量は刻々と減少することから、これまで購入の都度貯蔵品に振り替えることなく、費用処理してきたところである。</p> <p>しかしながら、そうした使用実態はあるものの、企業会計的観点から見れば、一会計年度における財政状態を把握する上で、貯蔵品として計上する方がより適正な会計処理であると考えられる。</p> <p>他の政令市を見ると、4 都市ではあるが、月末又は期末の在庫を貯蔵品に振り替え、貸借対照表に計上している。</p> <p>これらを総合的に勘案して、購入の都度貯蔵品に振り替えるまでには至らないまでも、一会計年度の財政状態把握のため、今後は貯蔵品として期末振替を行うこととする。</p>

(2) 契約について

電食防止装置取替工事の落札状況について (所管課 : 水道局財務課)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>このような取扱い業者の少ない工事について、現状は、A社のみが受注している特命随意契約と同じ結果になっており、とても実質的な一般競争入札が行われているとは思えない状況である。</p> <p>しかも、B社が応札しなかった理由は担当者による入札の失念であり、こうした状況において、実質的に競争行為が働いているとは思えない。</p> <p>このような状況において、この工事は平均で95%の落札率を確保しており、他の低入札調査が厳しく行われている工事と比較しても異常に高い落札率となっている。</p> <p>全国的にはA社、B社以外にもこのような工事を行う業者は数社が存在していることではあるが、なぜ、広島市にはA社、B社の二社しか業者登録していないのか、他の業者はなぜ業者登録しようとしているのか、そして、結果的に過去10件の入札について全てA社が落札し、落札率が平均で95%になるのはなぜか等についてその原因を分析する必要があると考える。</p> <p>今後、他都市との連携を密にして、発注工事に係る真に適正な設計金額を追求し、一概に低入札となるような他の工事との比較はできないかもしれないが、落札率における整合性等を考慮し、さらに調査基準価格の適用の適否などの検討や契約方法の再検討も必要である。</p> <p>一度、落札金額について、他の低入札調査において行われている工事内容の厳しい調査と同レベルの調査を行ってみることも必要があると考える。</p>	<p>平成19年6月には競争性、透明性及び公平性の向上を図るため、①予定価格250万円を超える工事について一般競争入札の原則化、②受注実績による入札参加制限の廃止、③高落札率入札調査制度の導入などの入札制度の改正を行った。</p> <p>当該工事は、地方自治法に基づき、一般競争入札により適正に執行した結果、予定価格の範囲内で最低価格提示者を落札者としたものである。また、建設工事は電子入札に限定した一般競争入札としているので、入札の結果、参加者が1者であったとしても一定の競争性は發揮されているものと認識しております。適正な入札である当該工事において、低入札価格調査制度と同様の調査を行うことは適切でないと考えている。</p> <p>また、当該工事の設計金額の積算については、国土交通省の積算基準により設計及び積算しており、適正な設計金額であるとともに受注希望者の適正な入札金額の積算に資するものであると考えている。</p> <p>この度の監査の意見を踏まえ次のとおり調査を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国で電食防止工事が施工可能な業者3社のうち、広島市に名簿登録していない1社に登録の意向を打診したところ、①同社は海上関係の防食工事を専門に施工する業者であり、水道管等の埋設配管の防食工事の施工実績が少なく、②広島県内に営業所も置いていないという理由により、参入の意思がないことを確認した。 2 さらに、こうした工事への新規参入が可能と思われる重電メーカー3社に参入の可否を調査したが、各社とも設計製作は行っておらず、現段階では施工経験や技術がないため参入できないことを確認し、今後においても、①特殊な分野で知識がない、②市場が小さい、③将来の市場拡大が望めないため、参入しないとの回答を得た。 3 なお、他の政令市等では10都市で電食防止工事を発注していたが、その内7都市では本市と同様に2社のみが入札に参加し、残る3都市は3社入札となっている。また、落札率は、各都市とも90%を超える率であり、その積算根拠となるのも広島市と同様であり、大きな差異はない回答を受けている。 <p>こうしたことから、実態として施工業者が限定されることについては、当該工事の特殊性などに起因するものであり、一般競争入札制度がもたらすものではないことが再確認できた。</p> <p>今後も、他都市の動向については注意深く見守り、必要に応じて発注改善のための調査を行う等、より良い契約を実施していくこととする。</p>